

国有財産を売却します！

～令和7年度第1回期間入札のご案内～

東北財務局では、国が利用しなくなった庁舎・宿舍跡地や相続税物納財産等の国有財産について、一般競争入札(期間入札)による売却を実施しています。

【売却物件】

物件所在地 (地番)	宮城県仙台市若林区南鍛冶町100-1
最低売却価格	99,000,000 円
	
区分 (現況地目等)	土地 (宅地)
数量 (土地)	701.98 m ²
用途地域	第二種住居地域
建ぺい率 / 容積率	60% / 200%

※上記以外の売却物件については東北財務局のホームページでご確認ください。

- 入札書受付期間：令和7年4月28日(月)から令和7年5月14日(水)まで(必着)
※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く
- 入札書受付場所：東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3
(仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階)
- 開札：令和7年5月22日(木) 午前10時00分から

物件の詳細は下記まで↓↓



東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3

〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階

TEL 022-224-5671

国有財産を売却します！

～令和7年度第1回期間入札のご案内～

東北財務局では、国が利用しなくなった庁舎・宿舍跡地や相続税物納財産等の国有財産について、一般競争入札(期間入札)による売却を実施しています。

【売却物件】

物件所在地 (地番)	宮城県柴田郡大河原町字高砂町2-23 外1筆
最低売却価格	<u>28,400,000 円</u>
	
区分 (現況地目等)	土地 (宅地)
数量 (土地)	1,371.18㎡
用途地域	準工業地域
建ぺい率 / 容積率	60% / 200%

※上記以外の売却物件については東北財務局のホームページでご確認ください。

- **入札書受付期間**：令和7年4月28日(月)から令和7年5月14日(水)まで(必着)
※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く
- **入札書受付場所**：東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3
(仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階)
- **開札**：令和7年5月22日(木) 午前10時00分から

物件の詳細は下記まで↓↓



東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3
〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階
TEL 022-224-5671

入札 Q & A

Q. 入札はどのような流れで行われますか？

A. 入札保証金の納付・入札関係書類の提出

入札関係書類受付期間：令和7年4月28日（月）午前9時00分から

令和7年5月14日（水）午後5時00分まで（必着）

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く

入札関係書類受付場所：東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3

（仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階）

※入札保証金の納付にあたっては、所定の「振込依頼書」により、最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）除く）窓口から指定口座に振り込んでください（インターネットバンキング、ATMからの振込みはできません）。

※入札保証金は入札金額の5%以上（円未満切上げ）の金額となります（最低売却価格の5%ではありません）。

※入札関係書類の提出は、郵送・持参（午前9時から12時及び午後1時から5時まで）ともに可能です。

※書類提出前に、必ず入札案内等関係書類及び現地をご確認いただき、諸規制の状況等についても調査を行ってください。

開札

日時：令和7年5月22日（木）午前10時00分から

場所：東北財務局 第一会議室（仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階）

※開札結果は入札者全員に文書で通知します。

Q. 入札は誰でも参加することができますか？

A. 次に掲げる者以外の方であれば、どなたでも参加できます。

- ・ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者
- ・ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

Q. 入札に必要な書類はどこで入手できますか？

A. 入札案内等関係書類は、東北財務局で閲覧に供しているほか、当局HPからも御覧いただけます。

入札に必要な書類の作成にあたっては、必ず東北財務局が交付する所定の様式を使用してください。

※右記の二次元コード（東北財務局HP）から確認できます。



Q. 落札後から所有権移転まではどのような流れになりますか？

A. 契約の締結

契約期限：令和7年6月20日（金）

売買代金の支払い

- ・ 契約締結時に全額支払う方法や、売買代金の10%以上の契約保証金を納付し
売買契約の日から20日以内に残額を支払う方法があります。

所有権の移転

所有権移転登記の手続きは、売買代金の全額納付を確認後に国が行います。

ご不明な点がございましたら、下記【お問合せ先】までお気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】



東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3

〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階

TEL 022-224-5671